

和化漢文の定家の訓読における助動詞

—石清水八幡宮権別当田中宗清願文案における助動詞と助字との関係—

田中雅和*

漢文という文章様式によりながら、漢字を用いて日本語を表現した和化漢文の訓読の望ましい姿は、文章作成者の意図した日本語文を再現することである。しかし、漢文と日本語文との間にある構文・語法・用語等の質的な相違が、和化漢文の精確な解説を困難にしている。その要因の典型が、助詞・助動詞や訓読で不読になる助字等である。本稿は、和化漢文の文書とそれを定家が訓読した漢字仮名交り文の文書とがある「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」を対象に、そこに用いられた助字と助動詞について、表現行為（和化漢文）・理解行為（訓読文）の両面から考察し、それぞれの特徴と両者の関係等を明らかにした。和化漢文における助字の用字法・語法、訓読に用いられた助動詞との関係とその実態を分析することで、次の点が明らかになる。和化漢文の訓読も多くは漢文訓読の訓法に通じる。原則的には、日本語文に必要な助動詞で漢文の助字に意味・用法上も対応するものは和化漢文でも補読などを前提にすることなく文字化され、漢文特有の訓読で不読となる助字は和化漢文では用いられない。訓読で補読される助動詞や和化漢文で文字化される不読の助字には、それぞれ日本語文や漢文に特徴的な用法が意識・反映されている。また、定家の訓読は、漢文訓読の訓法に必ずしも忠実に従うことなく、文脈上の意味を正しく捉えながら国語表現としても整合性のある訓読を主意としており、和化漢文訓読のあるべき姿と言える。

キーワード：和化漢文 藤原定家 訓読 助動詞 助字

Key words : Wakakanbun-Style, Teika Fujiwara, Translation, Auxiliary Verbs, Empty Words (Expletive)

はじめに

「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」には二種類の異なった文体（和化漢文・漢字仮名交り文）になる本文がある。両者は和化漢文とその訓読という一対の資料として捉え得ることと漢字仮名交り文の訓読文（定家による）としての特徴、また、両者を比較対照し、そこに現れる言語事象の検討を行うことで、「和化漢文の訓読に関する問題」や「日本語の一表現様式としての和化漢文の用字・用語や語法の問題」等について明らかにし得る点があることを、かつて論じた¹⁾。

例えば、和化漢文に用いられる不読の文字や、訓読で読添や補読がなされる対象となった語（字）についての実態を知り得るので、助字と助詞・助動詞との関係を明らかにするために有効な資料として利用できる。そこで、漢文と日本語文との文体的性質から、それぞれに特徴的な助字と助動詞との関係について、表現行為における場合と理解行為における場合との用字・語法や訓読される際の扱いを考察し、その性格を前稿²⁾で明らかにした。

本稿では、助字と助詞との関係についての考察に続き、助字と助動詞との関係

について実態の報告とそれに基づく考察を行うものである。具体的には次の問題を中心に考察する。和化漢文の訓読に際して、助動詞の類が、助字との関係で、どのような場合にどの程度訓読され或いは補読されるか。また、日本語を漢文という文章様式（和化漢文）で表現する際には、国語助動詞に対応する語がどのような漢字（助字）でどの程度文字化され、或いは日本語文としては不要であるはずの不読字（助字）がどのような場合にどの程度用いられるか、などの問題である。更に、定家の訓読から和化漢文の訓読の実態やその特徴についても考察する。

漢字仮名交り文と和化漢文における助動詞と助字との対照考察

定家筆漢字仮名交り文に用いられた所謂助動詞は「る・しむ・ず・ざり・にあらざ・む・むとす・べし・じ・まじ・ぬ・たり³⁾・り・なり・たり⁴⁾・ことし」の十六種が認められる。尚、本稿では説明の便宜のために、「る・しむ・ざり・ことし」等も（接尾語としてではなく）助動詞として扱い、本来同語であるが活用型の異なる「ず」と「ざり」とを別に扱い、「にあらざ」と「むとす」を一語相当の語

*兵庫教育大学第二部（言語系教育講座）

と扱って記述する。定家の漢字仮名交り文に用いられる助動詞の全体的な特徴は、和文における助動詞が多くの種類と多岐に亘る意味用法を持ちながら相互に複雑に関係しているのに対して、訓点資料・漢文訓読に使用される助動詞の種類や用法が少なく貧弱である状況に通じる。また、上記の語に対応して周房筆和化漢文で漢字表記された国語助動詞相当の助字は「被・令・不・未・非・匪・欲・可・宜・須・也・為・如」等である。これらと和化漢文における助字の表記やその用法と、定家の訓読（漢字仮名交り文）における助動詞とを対照し、両者の関係や意味・用法について考察を加える。

本稿では、「読添」「補読」という用語を、表記の簡略化と説明の便宜上、一般的な使用とは異なる意味を担わせて用いた。前稿でその定義付けをしたので、詳細は前稿に譲る。和化漢文の漢字表記の有無と漢字仮名交り文の助動詞との関係における訓読の性質の違いをより明確に区別するための処置である。

用例の引用に際しては、拙稿「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」二種（漢字仮名交り文・和化漢文）対照本文」（『鎌倉時代語研究』21輯・武蔵野書院）を用い、その表記に従う。漢字仮名交り文用例の行頭にある数字は、原本の行取りに従って施した本文各行の通し番号で、その所在を示す。

「る」

漢字仮名交り文に一例、和化漢文の「被」字に対応してのみ用いられる。

○208代々の別當、おほやけわたくしのしけきことわざにまつはれて、神慮のゆるさすをしらす〔代々別當、被_レ牽公私之繁務、不顧神慮之受否〕

本資料でルが補読される例はない。また、用例に見るように受身の意味で用いられる。和文では国語助動詞ル・ラルが受身と共に自発・可能・尊敬などにも用いられるが、訓読では「被」等の字と結合して用いられるに止まり、受身のみであつて、自発・可能・尊敬などにも用いられることはない。定家による和化漢文の訓読も、中国漢文を訓読した漢文訓読文に認められる特徴と一致する。

「被」

周房の和化漢文には二例の「被」字が認められる。一例は前例「る」と訓まれた助動詞としての用法であり、今一例は動詞として用いられた次例である。

○三界内外之利益 殊被_レ于吾朝者歟

〔17三界内外之利益、ことにわかくに、かうふらしめたるものか〕

『類聚名義抄』（以下「名義抄」）に登載される「被」字の訓に「カウフル・カウフラシム」（法中一四六）が認められる。また、『高山寺本古往来』にも「被」字にカフル訓の施された例があり、和化漢文で「被」が動詞カフルとして用いられ

ることのあったことが明らかである。ここで注目されるのは、助動詞シムを含む訓が「被」一字に対して与えられていることである。名義抄でも、本来二語である「カウフラシム」（動詞十助動詞）が、一語相当の扱いであることの意味が考えられなければならない。本資料におけるカウフラシムの訓みが必ずしも特殊ではなかったと考えられる。今は、斯かる「被」字の性質に関する問題を俄に解決する解釈を提示する用意がないので、当該用例についての検討にとどめる。

純漢文における使役の形式が、使役の助字を用いるもの他に、前後の文脈によって使役の動詞になるものを用いるように、その訓読においても文脈に応じて使役の助動詞を補読することがある。従って、和化漢文における使役の形式も、基本的には使役の助字を使うが、文脈に託した表現になることもあつたと思われる。当然、その場合、和化漢文作成者は、訓読において使役の助動詞が補読されることを前提にしよう。当該例の文脈は、意味的には「吾朝が被る」のである。「吾朝」は「被らしむ」と訓読されることになる。使役形式との関係から見ると、和化漢文の表現が「被_レ于吾朝」であることに意義が認められる。つまり、定家の漢字仮名交り文で用いられた助詞「に」は全体の八割が補読される中であつて、和化漢文で「干」字が用いられることの意味である。定家の訓読では和化漢文の「干」字は助詞「に」を讀添えるための指標となるが、ここでは使役の助動詞を讀添えるための指標にもなっていると見得る。和化漢文における他の「干」は時・場所を表す助詞「に」に対応する場合と慣用的表現の中で用いられるが、当該例だけが使役の対象を示す助詞「に」に対応する。補読を前提にすることも可能な「に」が「干」によって文字化されたのは、使役の表現であることを明確にするための指標たることが意図されたものと見得る。少なくとも当該例「被」の「しむ」は、単に文脈によって補読されたのではなく、和化漢文作成の段階から讀添が意図された「干」字の存在を指標として讀添えられたものであろう。

「しむ」

漢字仮名交り文に総数八例の使用が認められる。その内、和化漢文の「令」字に対応するものが六例、文脈に応じて補読されたものが一例、前項で触れた「かうふらしめたるものか」一例（名義抄登載の如き「被」一字に対する訓とも、「干」字を指標とした讀添とも考えられる）がある。

○193當宮にいたりては、寺領にはふきあて、營修をいたさしめむ

〔至當宮者、省宛寺領、令致營修〕

○263弟子たのみをかかるともから、二求を満足せしめ、一門を昌榮せしめむ

〔弟子懸馮之輩、令満足二求、令昌榮一門〕

○244 廿六口の僧侶を囑せしめて、三十三度の員数にみつへし

〔令〕囑廿六口之僧侶、可滿三十三度之員數

○33 をのくはふきあつへし、對禱せしむる事なかれ 〔各可省宛、莫令對禱〕

○195 かねてその所をさためをきて、對禱をなさしむる事なかれ

〔兼定置其所、莫令成對禱〕

右例に見るように、日本語文として使役表現が必要な箇所には基本的に和化漢文でも「令」字が用いられるものと考えられる。しかし、和化漢文に対応する語がないにも拘わらず、定家の訓読で助動詞「しむ」が補読される例がある。

○72 永宣旨を申くたして、權律師に任せしめて、寺領一所其職につくへし

〔申下永宣旨、任權律師、寺領一所可附其職〕

この例は、客観的意味としては必ずしも使役であることを必要としない文であり、和化漢文のような使役「令」を用いない表現で不都合はない。漢字仮名交り文で「しむ」が補読されるのは、「宣旨」による「任」であることの文脈を重視し、任命者の意志や主体性を強調するための使役表現と見ることが出来る。すなわち、和化漢文の作成者周房が必ずしも意識しなかった表現であり、「しむ」は訓読者定家の解釈によって補われたものと見るべきであろう。

また、当資料の「しむ」は総てが使役の用法である。シムも変体漢文や和漢混濁文などでは多く尊敬にも用いるが、訓読では使役のみであつて尊敬に用いられることはないことが指摘される。定家による和化漢文の訓読も、漢文訓読に認められる特徴に通ずるものである。因みに、漢文訓読における「令」の訓法は、平安初期「令…ヲ」「令…ニ」であつたものが、平安中期以後は「…をして…シム」に固定することが指摘されるが、定家の訓読では全くその訓法を採らない。

〔令〕

和化漢文に総数九例の「令」が用いられる。前述した如くその多くが漢字仮名交り文で「しむ」(六例)と訓まれる。漢字仮名交り文に対応する部分がない二例も、訓読は確認できないが、国語助動詞シムに対応する使役表現と見て良い。

○若誇依怙、還失道理者、可令停止彼官位

○所願成就了可令通世事

周房の和化漢文に用いられる「令」は使役の用法であり、尊敬の意味で用いられた確例は見出し難い。また、和化漢文とその訓読から、助字「令」と国語助動詞シムとが一對的に極めて密接に関係していることが確認できる。原則として、和化漢文に表記された「令」は、訓読に際して助動詞シムで必ず訓まれることが全体的な特徴である。前項「しむ」を勘合しても、日本語の表現として必要な

であるから、和化漢文でも訓読文でも当然その語が用いられることになる。

しかし、斯かる原則的な傾向に反して、和化漢文に表記される「令」を訓読文に語として直接に反映しない次の一例が問題になる。

○先師別當…連々指合不償之、遂以令逝去、如何于他生

連々さしあひてつくのはさるあひた、つゝに逝去、もともおそれいたむへし

右例だけが、他用例の「令」や国語の使役助動詞と比して、意味・用法上異質である。斯かる「令」の訓読に定家の訓読文で「しむ」を用いないことの理由について、幾つかの解釈が可能である。

まず、その一つは、当該「令」を、他が使役の用法であるのとは異なり、「先師別當」に対する尊敬の表現と見る解釈である。先述したように、シムは和化漢文や和漢混濁文などでは尊敬にも用いるが、漢文訓読では使役のみであつて尊敬に用いられることはない。このことと関連して、和化漢文の用法としては「令」が尊敬の意味であつても、その訓読ではシムが用いられなかったと見ることが出来る。或いは、漢語「逝去」ですでに敬意を表現し得ているために、尊敬シムの重複使用を避けたものかも知れない。

今一つは、和化漢文や和漢混濁文などで(少数ながら和文でも)「令」・シムが尊敬に用いられる場合、その多くは「令…給」「令…たまふ」の形をとること、また「逝去」がすでに敬意を含むことなどから考えて、当該「令」はやはり尊敬ではなく、使役の用法と見る解釈である。しかし、人為的に力を加えて(ある行為の影響によって)他人に何かをさせるという意味での使役ではない。他者の意志や主体性をもつてしむけた使役というよりも、一種の放任の意味になった用法である。「逝去した」ことを、不本意ながら結果的に「逝去させてしまった」という意味で、使役態で表現したものと解釈できる。つまり、不本意な結果であることを強調するための表現であつたと見る。この解釈は、和化漢文の後続文(如何于他生)という表現とも、定家の訓読が後続文を(もともとおそれいたむへし)と意訳することとも、文脈的にうまく呼応する。純漢文の「令」に斯かる用法があるかどうか確認できないが、和文における使役の助動詞には「この人をむなしく死なせむ事のみじく思さるるにそへて」(源氏・夕顔)の如き例が認められる。また、和化漢文における「令」にも、斯かる用法のあることが先学の指摘にある。そこでは問題の「令」が「表現主体にとって好ましくない(不利な)行為を表す助動詞によく付されている」或いは「不都合な結果をもたらす」ことの指摘があり、当該例で行った論者の解釈の立場と通ずる。助動詞ス・サスには斯かる用法があるが、シムにあつたかどうかは管見の範囲では確証が得られない。和文における使役の助動詞の斯かる用法を、ス・サスカシムかとは関係なく、使役態

に用いる「令」によって表したもので、和化漢文における「令」の和化された用法或いは周房による特殊な用法と見るべきであろう。この場合、定家がその訓読に「しむ」を用いなかっただけは、この時期には既に「令」の訓読がシムに固定化されていたために、「令」をス・サスに訓むことや和語ス・サスに基づく用法を訓読シムで訓むことを憚ったからではなからうか。更に或いは、純漢文における「令」の用法から見れば、「自らを逝去させる」という意味の表現と捉えることも可能である。この場合でも、へもともおそれいたむへし¹²が前述の内容とは違いう意味で呼応すると見得る。ただ、それでは自殺やそれに準ずる意味になり、文脈の意味から考えても、「願文」中での表現であることを考えても、不自然さを残す。仮にこのような意味であった場合でも、漢文の「令」の用法と和語ス・サスや訓読語シムの用法とが直截に結びつかないために、定家の訓読では「令」の訓みが具体的に示されなかつたのではなからうか。

いずれにしても、定家の訓読文で和化漢文の「令」を「しむ」などで訓まないのは、和化漢文（表現行為）と訓読文（理解行為）との間で、純漢文の「令」、和化漢文の「令」、和文語のス・サス、訓読語のシム、使役の助動詞、それぞれの関係が意味・用法上複雑に交錯していることに起因する。当該「令」字の表現内容とそれに応ずる訓読との関係が、具体的には上述した如く、一直線に結びつき難い状況にあるためである。また、この時期に「令」の訓読がシムに固定化されていたとはいえず、それに単純に従えるような表現ではなく、幾分特異な和化漢文における（和化された）用法ではなかつたかと考える。因みに、（遂以令逝去）をへつるに逝去と訓ずることは、他の箇所比べて不自然で不完全な姿であるような印象を受ける。和化漢文でも訓読文でも、「逝去」は副詞「遂以（つるに）」を承ける動詞である。少なくとも「逝去す」ほどの訓みが期待されるが、表面的には名詞の形で示される。他の箇所でのこのような不自然な表現がないことを考えると、この実態も、当該箇所の表現が特異であることや、その訓読に際して定家が解釈や表現に困惑したことを反映していると思得る。

「ず」

漢字仮名交り文に総数二五例の使用が認められる。和化漢文の「不」字に対応する一九例、「未」字に対応する三例、「勿」字に対応する一例、その他二例がある。特筆すべき特徴はないので、具体例は数例にとどめる。

連用形／七例 ・ 終止形／一六例 ・ 連体形／二例

○32 た、し宮てらにをきて、ことにおほきなるいとなみあらむ時は、したしきうときをいはず、偏頗をそんせす、をのくはふきあつへし

〔但取諸宮寺、有殊大營之時、不分親疎、不存偏頗、各可省宛〕

○199 新儀の非法を、こなふへからぬ事 〔不可行新議（儀）非法事〕

○200 右、神は非礼をうけたまはずぬは舊史の明文也

〔右、神不享非禮、舊史之明文也〕

原則として、和化漢文に表記される打消の語に対応して用いられ、補読されることがない。打消の語は、思考や表現に際して、陳述内容や論理構造を明確にするために文の基幹として必要不可欠な機能を有するものである。表現行為においても理解行為においても、日本語文として必要な打消の語は、省略や補読を前提にしたり、不説にしたりすることなく、必ず用いられることになる。先に「その他二例」とした次の例は、表面的にはそれに反する補読例の如くに見えるが、他の語で行われる補読とは異質である。

○76 しかれとも、一向に器量をえらひて、品秩（秩）をきらふへからす

〔然而一向器量、何強論品秩〕

○209 代々の別當、おほやけわたくしのしげきことわざまつはれて、神慮のゆるさすをしらす 〔代々別當、被牽公私之繁務、不顧神慮之受否〕

右二例は和化漢文に打消の語（字）はないが、訓読で助動詞ズが用いられる。前者は反語表現をその内容からより直接的な禁止表現に換えたものである。後者は漢語的な「受否」の語を、分かり易くより和らげて、語句に換えたものである。いずれも即字的な直訳ではなく、文・語句全体の意訳であり、和化漢文と訓読文との間に表現内容・意図やニュアンスの大きな差異は生じない。

「ざり」

漢字仮名交り文に八例の使用が認められる。和化漢文の「不」字に対応する五例、「未」字に対応する一例、その他二例がある。前項「ず」と同様、原則として、和化漢文に表記される打消の語に対応して用いられ、補読されることがない。

未然形／二例 ・ 連体形／六例

○97 有情のともから、たれか相害するくるしひをかなしはさらむや

〔有情之輩、誰不悲相害之苦乎〕

○60 右、當宮の僧俗官等、官位をおひたりといへとも、品秩（秩）をさためさる

あひた：同科には、かりあり

〔右、當宮僧俗官等、雖帶官位、不定品秩之間、有憚于同科〕

○225 連々さしあひてつくのはさるあひた、つるに逝去

〔連々指合不償之、遂以令逝去〕

前項の「ず」は、文の終止で用いられた終止形が最も多く、中止法（疑義例を含む）で用いられた連用形がそれにつぐ。一方、所謂補助活用型の「ざり」は、助

動詞ムに続く未然形、助動詞や体言に続く連体形に限られる。両活用型に共通に認められる連体形には「ざる」六例と「ぬ」二例がある。一般に両者は文体的位相を反映する訓読語と和語とされるが、少なくとも本資料では両者間に意味・用法上の差異は認め難く、訓読語と和語とが混在している。一般の和文ではザルは、ベシ・ラムなどの助動詞へ続いていく場合に用いられるのが原則で、この他、体言へ直接続いて行く場合や、準体法などでは、殆ど用いられないことが指摘される。この点から見ても、「ぬ」「ざる」共に連体修飾用法と準体法の両用例があり、両者の用法に特徴的な差異や偏りも認められない混淆のように見受けられる。

○199 新儀非法を、こなふへからぬ事 [不可行新儀非法事]

○103 宮てらの僧俗たやすく任官すへからざる事 [宮寺僧俗輒不可任官事]

○200 神は非礼をうけたまはぬは舊史の明文也 [神不享非禮、舊史之明文也]

○99 すへからく他のいまたいとはざるをかなしふへし [須悲他未厭]

また、「ず」と同様、和化漢文に打消の語(字)が用いられない部分に、定家の訓読で助動詞「ざる」が用いられる「その他二例」とした次の例がある。

○206 いはむやかの靈託あり、おそれざるへしや [況有彼靈託、可恐可恐]

○212 た、し事はからざるほかにいて、わたくしの成敗にか、はれさらむ時は

[但絳出自權勢、理不拘成配(敗者)]

これらも前の「ず」の場合と同じで、和化漢文と訓読文との間に客観的な情報内容やニュアンスに大きな変化や差異はない。例えば前者は、情意表現に用いられる場合の純漢文「可」と国語助動詞ベシとは必ずしも符合しないので、直読的に「おそるべし」と訓ずることを避け、情意表現としての反語表現にするために打消の語が添えられたものである。即字的な直訳ではなく、文・語句全体の意識というべきものであり、他の語で行われる補読とは質的に異なる。

[じ]

漢字仮名交り文に二例しか認められない。一例は定家の漢字仮名交り文に記された和歌に用いられ、一例が和化漢文の「不」字に対して用いられる。

○42 わかみ山た、しき道にさためをきて人のうれへのくもへたてし [×]

○168 弟子もし……かさねて六道の輪廻におもむくとも、たとひなにの身をうく

へるとも、弥陀の名号を癡忘(せし)したてまつらし

[弟子若……重趣六道之輪廻、縱雖受何身、不癡忘彌陀之名號]

右例が「不」を国語助動詞ジと訓むのは、文脈上の意味を正しく捉えながら、国語表現としても整合性のある訓読を主意とした定家の姿勢が反映したものである。「じ」の使用が一例のみであるは、対象資料の表現内容の偶然性に基づく。他の「不」を含む文脈と異なり、当該箇所だけが、具体例の如く仮定表現中に用

いられ、推量表現であることを必要とする文脈である。因みに、補助動詞「たてまつる」も、文脈の意味に従い、日本語としてより自然な表現に整えることを意図して、定家が訓読文に敬意表現を補読したものである。

[まじ]

漢字仮名交り文に一例が認められる。和化漢文に、少なくとも逐字的に、対応する部分はない。一例のみの使用であり、論じ得る特徴等はない。

○49 きおひ申さむかため、えんにふれて、あるましきまひなひにをよふ

文としては、和化漢文にも当該箇所に対応する文(達事於天聽之間、求婚時權之處、追從賄賂之營、馳走計略之苦、宛費身命)があるが、定家の訓読では極めて大胆に意識・翻訳が行われ、簡略な表現になっている。

[不]

和化漢文に総数四二例の使用が認められる。漢字仮名交り文で、「ず」「ざり」に訓まれる二五例(「べからず」を含む)、「じ」に訓まれる一例、熟字「不」の形になるもの六例、対応のないもの九例、その他一例がある。

不可十動詞 / 一二例(「べからず」九例)

不可(不) / 七例(「不退」・「不斷」・「不當」・「不正」・「不具」・「不審」)

不可 / 一例(「不可哉」[×])

不便 / 一例(「たよりなき」)

右の分類に見るように、「不」字は、活用語に承接する否定の語として用いられ、ズ・ザリ・ジで訓読される。熟字の場合も含めて意味的には用言(大半が動詞)の否定に用いられ、ほぼ例外がない。和化漢文の基本的な特徴と見て良い。

しかし、本資料における特異な例として、「不便」が形容詞(「たよりなし」と訓ぜられた例がある。これは語構成的には「たより(名詞) 十なし」であり、「不」が活用語の否定に機能しない。

○是非寺務進退之身者、不便經始土木之事歟

○242 これ寺務進退の身にあらすは、經始土木のことにたよりなきゆへなり

「不」をナシと訓ずることの可能性は名義抄に掲載の訓「セズ・イナ・ナシ・アラズ」(佛上七七)や黒川本字類抄によっても確認できるが、日本語の漢文表現としての和化漢文において一般的であったとは認め難い。一般に、和化漢文の漢字と和語との関係は固定的で単純であることを特徴とする。つまり、基本的には、「不」はズ・ザリ・ジ等であり、ナシを表記する漢字は「無」等という分担がある。和化漢文でもタヨリナシ或いはピンナシの漢字表記と見られる「無便」があることを考えると、本資料に見るような「不便」と「たよりなし」との関係は

特殊である。これが和化漢文に普通に見られる状況か、周房もそのような訓読を前提にしていたか（「たよりにし」の漢字表記として「不便」を用いたか）、定家独自の解釈による特異な訓読かなどについて更に検討する必要がある。この点については、タヨリナシ・ピンナシ・フピン（ナリ）とその和化漢文における表記との関係などについて、改めて別に考える機会を持ちたい。

【未】

和化漢文に五例の使用が認められる。漢字仮名交り文で、「いまだいず」に訓まれる四例と、対応のない一例がある。総て活用語を承けて否定表現になる。

○若雖得自斷、須悲他未厭 〈99もしみつから断する事えたりといふとも、すへからく他のいまだいずをはざるをかなしふへし〉

○雖顯形像、未跛締構 〈235すてに形像をあらはしたてまつるといへとも、いまた締構をくへたはたてす〉

○雖及八箇度、未滿二十六度

〈237わつかに八ヶ度をとくといへとも、いまた二十六度を滿せず〉

○弟子補闕之志雖切、造營之功未成

〈240弟子闕をおきぬふ心さし切なりといへとも、造營の功いまたならず〉

○難渡未渡乃衆生渡爲現神道

漢字仮名交り文の対応箇所は総て再読「いまだいず」の形で、訓読文のない一例も同様に訓み得る。漢文訓読において、この時期には既に「未」の再読訓が固定化していたことに通じ、和化漢文でも同様の状況であったことを反映している。また、表現行為の側から見ると、同じ否定語の「不」との相違は、時間的・空間的に未現実の内容について表現するのに用いる点で分明である。

【にあらず】

漢字仮名交り文に総数一三例の使用が認められる。和化漢文の「非」字に対応する一一例、「匪」字に対応する二例がある。「い」にあらずは本来「断定の助動詞十助動詞十打消の助動詞」三語の連語であるが、訓読文という視点で見ると「非」字等の固定的な訓として、一漢字に対応しながら一語相当の資格で機能する。

連用形（い）にあらずは「五例・い）にあらずよりは」一例・終止形／七例
動詞十にあらず 一例（匪十助動詞）

名詞十にあらず 一例（非十名詞） 一例
名詞十なきにあらず／一例（非無十名詞） 一例

○21寺役おこたるにあらず、そのをのくつとめを見ること
〔寺役匪怠、見其各々之勤勞〕

○68各死闕にあらずは、たやすくあらため補すへからず

〔各非死闕者、輒不可改補〕

○85才の淵源にあらずよりは、法の棟梁にそなはりかたきゆへなり

〔自非才之淵源、難備法之棟梁故也〕

○25た、一世の願にあらず、よろしく万代のあとをのこさむ

〔當匪一世之素願、宜貽万代之玄跡〕

○109みな所據なきにあらず、しかるをちかきよ、當宮の要にあらず、本所の擧にあらず 〔皆非無所據、而近代非當宮之要、非本所之擧〕

主に名詞を承けて否定的認定の表現になるのが「にあらず」の特徴である。〔寺役おこたるにあらず〕の如く動詞を承けた一例もあるが、この場合も本資料にのみ見られる特異な用法ではない。これは、句末を連体形にした動詞句と見るべきで、「にあらず」は句全体を承けて否定判断を下す陳述に用いられており、「ず」等のように「おこたる」という語を打ち消すのではない。即ち、一般に用言の否定に用いられる「不」・助動詞ズが、語の否定に働くのに対して、「にあらず」は、句の否定に働くという和化漢文や漢文訓読文の特徴に通ずるものである。

【非】

和化漢文に総数一五例の使用が認められる。漢字仮名交り文で、「い）にあらず」に訓まれる一一例、熟字「非い）になるもの二例、対応のないもの二例がある。熟字の場合も含めて体言（形式体言を含む）を承けた否定的認定の表現になる。

熟字 二例（非法）・「非禮」
非十名詞 二例（い）にあらずは 五例・い）にあらず 四例

非無十名詞 一例（い）なきにあらず 一例
非無十名詞 一例（い）なきにあらず 一例

○不可行新議儀非非法事 〈99新儀の非法を、こなふへからぬ事〉

○雖長顯蜜之修學、尚非宮寺之餘裔者、不可補其職 〈89顯密の修學にすぐれたりといふとも、宮てらの餘裔にあらずは、その職に補すへからず〉

○凡非過分之大管者、宜駐任意之上奏矣
〈197過分の大管にあらずは、よろしく任意の上奏をと、むへし〉

○是非寺務進退之身者、不便經始土木之事歟
〈242これ寺務進退の身にあらずは、經始土木のことにたよりになきゆへなり〉

○非力之所及、身只不存偏頗 〈××〉

○雖爲重代之職、雖爲權官之身、至于寺務者非別運哉 〈××〉
和化漢文における「不」等と「非」との特徴的な差異の一つが「非」は、句の否

定々に働く点であることを前項で述べた。その特徴を最も典型的に示す形式として、条件・提示の句を構成する「非……者」型の多用（五例）が指摘できる。

【匪】

和化漢文に二例の使用が認められ、共に「しにあらざ」と訓読される。

○寺役匪怠、見其各々之勤勞（匪十動詞）

〈21寺役おこたるにあらざ、そのをのくつとめを見ること〉

○番匪一世之素願（匪十名詞） 〈25た、二世の願にあらざ〉

「非」字と共に漢字仮名交り文では「しにあらざ」と訓ぜられ、否定的認定の表現に用いられる。和化漢文において、或る一つの和語が複数の漢字によって表記される例は必ずしも多くない。用字の違いは意味用法の違いを反映すると見たいところであるが、両者間に明確な差異は認められない。敢えてその違いを求めらば、動詞を承ける例が「匪」にのみ一例存することである。しかし、残り一例は「非」と同じく名詞を承けての否定である。また、漢字仮名交り文に出現する順番で見ると、「にあらざ」と訓むべき漢字の初出と二例目だけが「匪」によって表記されるが、そのことの合理的な説明を示し得ない。

【む】

漢字仮名交り文に総数四一例の使用が認められる。純漢文には国語助動詞「む」に対応する語（漢字）が存しないのであるから、漢文訓読においても和化漢文においても、「む」と特定の漢字とが固定的に結びつくことはなかった。従って、漢字仮名交り文に現れた「む」は総て訓読の際に補われたものばかりである。

○26よろしく万代のあとをのこさむ（宜貽万代之玄跡）

○97たれか相害するくるしひをかなしはさらむや（誰不悲相害之苦乎）

○211一向の信をまもらむにきては、なんそ四知の廉をわすれんや

〔於守一向之信、何忘四知之廉〕

○75そのえらひにあつからむ人、さためであらそひうれふる所あらんか

〔入寺中應其撰者、定有辯訴歟〕

○134かならず無上菩提のえんとせむ（必爲無上菩提之縁也）

○91ちからのたへむにしたかひて生類をあかひとりて放還すへき事

〔隨力堪贖取生類可放還事〕

○157極悪の衆生をわたさむ……あへて退轉する事なからむ

〔濟極惡之衆生……敢莫退轉〕

定家の訓読文における「む」は、勿論国語表現として必要な部分で補われる。その補読は、無秩序に行われるのではない。和化漢文に補読の指標となる副詞や

助字が用いられる場合で、次のような型がある。〔盡……（乎）〕〔何……〕〔なんぞ……む（や）〕〔なにの……か……む〕・〔誰……乎〕〔たれか……むや〕・〔爭……乎〕〔いなか……むや〕・〔豈……〕〔あに……むや〕・〔宜……〕〔よろしく……む〕等の九例がある。これらは疑問・反語表現の場合であるが、疑問表現にはこの他に文末に助字「歟」が用いられて「……むか」と訓まれるものが二例ある。これらは、訓読文には事実の記述や叙述における論理の展開を重視することが要求されるものだとすると、日本語の表現として論理構造上不可欠な助動詞といえる。一方、それ以外の多くの場合は、定家が和化漢文を解釈（訓読）しながら、自らの考える日本語の文章としてより整った表現にするために、その文脈に従って補読したものである。補読された「む」の意味・用法は、推量・意志・婉曲など様々で、論理構造上必ずしも必要性の高くない主観的な陳述に与るものもある。訓読に際しては、表現された内容を、事柄本位に客観的・論理的に解釈することでよいはずであるが、定家の訓読はこのような主観的・情緒的な表現をも用いる点に特徴が認められようである。純漢文の訓読と異なり、和化漢文の訓読はその基底にある表現者の意図した国語表現を再現することだと考えれば、斯かる定家の訓読の姿勢は和化漢文訓読の一つのあるべき姿と言える。

【むとす】

漢字仮名交り文に一例のみ、和化漢文の「欲」字を訓んだものがある。

○36身のうへのこと、いふとも、なをかたはらの人にはふかむとす

〔雖身之恩潤、尚欲省傍官〕

【欲】

和化漢文に三例の使用が認められる。漢字仮名交り文で、「むとす」に訓まれる前項の一例、「べし」に訓まれる一例、対応部分のない一例がある。

○殷勤之志、欲安于三井寺矣

〔179殷勤の心さし、三井寺に安したてまつるへし〕

○然間適誇昇者、傾財產欲報賢吻、忽沈超越者、爲出仕失面目 〈×〉

「欲」字には、願望の意を表す場合と将然の辞の場合とがある。本資料の和化漢文においてはいずれも願望の意を表す用字と見られる。従って、動詞としてホリス・ホッスやオモフ・オボスなどと訓むことも可能であるが、定家は所謂助動詞として訓む。助動詞と解釈される「欲」の訓法の漢文訓読における特徴は、漢籍系が「ムコトヲ欲」「マク欲」であるのに対して、仏書系が「ムト欲」「ムト欲」であることが指摘される。従って、定家の「むとす」とする訓みは現象としては仏書系の訓みと通ずるが、中世には既にムトスが和文系資料や和漢混清文等にも広く使用され、日常の使用語として一般化していたらしいことを考えると、「欲」

とムトスとの結びつきは特別のことではない。因みに、ムトスと密接な連続性を持つ助動詞にムズがあるが、「欲」をムズに訓ずることは一般的でなかった。

ところで、ムトスとベシとが意味・用法や表現性において類似点のあることは指摘されるが、本資料のように「欲」を「べし」と訓む例は極めて特異である。少なくとも管見の範囲ではその例や報告を未だ見ない。助動詞ム・ムトス・ベシは推量や意志を表す点で共通するが、その表現性の差異や共通点などについて以前論じた。旧稿で、意志の意味・用法においては、ムに比してムトス・ベシは共に對他性を強く持っている点に特徴があることを明らかにした。また、一般に、ムに比して、ムトス・ベシは主観的な・確信をもった推量であり、強い意志を表すという表現の類似性が指摘される。斯かる意味において、ムトスとベシとが共通するため、一般にはムトスの訓と結びついた「欲」字も「べし」と訓み得たのであろう。国語表現としてのニュアンスをより活かした訓読と見得る。これも、和化漢文の基底にある国語表現の再現を重視し、より和らげ整った表現になるように意識・翻訳するという定家の訓読に対する姿勢が反映している。

〔べし〕

漢字仮名交り文に総数七〇例の使用が認められる。和化漢文の「可」に対応する例が最も多く五二例、「宜」に対応するものが二例、「須」に対応するものが一例、補読されたものが七例（補読率は一割）、対応部分のないものが一例、その他七例がある。「む」と対照的に補読率が極めて低く、日本語文として必要な「べし」は原則として和化漢文で「可」字によって表記されると見て良い。

助動詞ベシは、漢文訓読においても和化漢文の表記においても、「可」や再読字「宜」「須」との関係が一般的に固定化しており、本資料でも基本的にその範囲から外れない。国語助動詞ベシの意味・用法の点から見ても、本資料の実態は特別な情況は殆どない。「補読」と「その他」に分類した用例の考察にとどめる。

○71 権入寺権御殿司、をのく一人をくはへてふへし

〔加権入寺権御殿司各一人〕

○76 一向に器量をえらひて、品帙(秩)をきらふへからす

〔一向撰器量、何強論品秩〕

○78 これすなはち佛神事のついで、論義講の時、執行をもつて探題とすへきゆ

〔是則佛神事之次、論義講之時、以執行爲探題〕

○119 人のゆつりのほか、停止の式をきて、拜除の思をたつへし

〔人讓之外、置停止之式、絶拜除之思〕

○219 身の要人におきては、ことに潔白の沙汰をくはへて、なかくいへへに

たふるをしへとすへし〔於身之要人者、殊加潔白之沙汰、此條永遺家語之訓〕

○225 連々さしあひてつくのはさるあひた、つるに逝去、もともおそれいたむへし

〔連々指合不償之、遂以令逝去、如何于他生〕

○253 かの三輩の門跡をたつねて、なす一日の道儀をかさるへし

〔尋彼三輩之門跡、以飭一日之道儀〕

定家によって補読される「べし」は右の七例である。いずれも、和化漢文と訓読文との間に客観的情報内容の大差はなく、必ずしも助動詞「べし」を必要としない。文脈的整合性を損なわない範囲で、漢文的表現を和文的表現に換えたり、「べし」が補われたりしたもので、文脈に従って定家の解釈が示されたものである。例えば、〈品帙(秩)をきらふへからす〉は漢文的な〔何強論品秩〕という反語表現を直接的な禁止表現に換えるために国語表現として必要な「べし」が補われたのであるし、〈かならず一日の道儀をかさるへし〉は〔以飭一日之道儀〕〔以〕字は「必」か〕で副詞「かならず」を訓んだのに呼応する形で「べし」が用いられる。これらも国語表現としての自然さが意図され、より和らげられた意識・翻訳といえる。

○28 なかくその職にしたかひて、その人につくへからす

〔永隨所職、勿附其人〕

○56 件の起請、檢校已下権官以上、みな一通をうつして、ゆくさをいましむ

〔件起請、檢校已下権官以上、皆寫一通、互可相持〕

○176 善根をその地にうへて、恩徳を本寺に報すへし

〔植善根於其地、報恩徳於本寺、又不可哉〕

○179 殷勤の心さし、三井寺に安したてまつるへし〔殷勤之志、欲安于三井寺矣〕

○202 正直をさきとし、寺務のともから、舊規をまもるへし

〔以正直可爲先、寺務之輩、守舊規可行事〕

○214 神明かならず照覽して、そのとか事を、こさむ所にかへるへし

〔神必可垂照覽、誤歸咎於本人〕

○229 かれにつけこれにつけ、つくりいとなむへきこゝろさしとも切也

〔付彼付此、可造可果、志之无切〕

右七例も一種の補読ではあるが、前述の補読とは異質である。これらも定家の解釈による意識ではあるが、和化漢文に「べし」の指標となり得る語（漢字）が、同文中やその前後に、表記されている点で異なる。例えば、〈その人につくへからす〉の「べからず」は「勿」字を訓んだものである。「勿」の訓として「べからず」は決して一般的ではない（名義抄・法下五七にもある「ナカレ」が一般的である）が、「勿」は漢文で、「べからず」は和文・漢文訓読文で、共に禁止表現

に用いられ、意味的には共通する。漢文翻訳口調をより和らげた意識といえる。また、「守舊規可行事」「可造可果、志之尤切」に対する「舊規をまもるへし」〈つくりいとなむへきこころさしとも切也〉などは、「可」字の含まれる文を字面のままに直訳しないが、文意を活かした翻訳に「可」字の訓み「べし」を用いたものである。

【可】

和化漢文に総数六八例の使用が認められる。漢字仮名交り文で、「べし」に対応する六一例（前項「べし」で「その他」に分類したものも含む）と、対応部分のない七例がある。和化漢文で用いられる「可」は、原則として訓読文で「べし」と訓まれ、不説にならないという基本的な対応関係がある。日本語文として必要な「べし」は原則として和化漢文で「可」字によつて表記されることの反証とも言える。国語助動詞ベシの意味・用法の点から見て、本資料の実態は特別な情況は殆どないが、純漢文の「可」の用法に基づくと見られる用例がある。

○縦無此炯誠、可慎々々、況有彼靈託、可恐可恐。〈206たどひこの御いましめなくとも、つゝしむへし、いはむやかの靈託あり、おそれざるへしや〉

右例、特に「可恐」は、純漢文で情意的な表現に用いられる「可」であり、一般に和文系資料に見られるベシとは異質である。純漢文の「可」の（ある意味では特殊な）用法が和化漢文に用いられたものと見られる。斯かる「可」と国語助動詞ベシとが必ずしも符合しないために、表現（文）全体から見ると、字面のままに「おそるべし」と直読することが避けられた訓読になっている。しかし、語のレベルでは、「可」を「べし」と訓読することが固定化していたので、「可」に「べし」が対応している。

【宜】

和化漢文で五例の使用が認められる。漢字仮名交り文で、「よろしくべし」と訓まれる一例、「べし」と訓まれる一例、「よろしくむ」と訓まれる一例、対応部分のない二例がある。

○凡非過分之大管者、宜駐任意之上奏矣

〈197過分の大管にあらずは、よろしく任意の上奏をと、むへし〉

○然者永停濫望、宜期次第之由

〈53これによりて、なかく濫望をと、めて、次第をまもるへきよし〉

○童匪一世之素願、宜貽万代之玄跡

〈26たゞ一世の願にあらず、よろしく万代のあとをのこさむ〉

○若依大願之力、遂過分之望者、專抛他事宜果宿賽、是貴神之願也

○縱雖寺務之前日、宜勵石心之底露

漢文訓読では「宜」字に再読訓「よろしくべし」が固定していた。定家の訓読はその情況と異なる。しかし、平安初期の漢文訓読には再読しない辞だけの訓「べし」があり、推量の助動詞ムとベシとが相通するのであるから、定家の翻訳が「宜」字を「べし」「よろしくむ」と訓むことは、由なことではなく、文脈の意味を損なうことにもならない。このように、漢文訓読の訓法に必ずしも忠実に従うことなく、文脈上の意味を正しく捉えることを主意とし、国語表現としての整合性を重視する姿勢が、定家による和化漢文訓読の一特徴であろう。

【須】

和化漢文に一例の使用が認められる。漢字仮名交り文では「すべからくべし」と再読される。訓点資料等における漢文訓読の訓法と同じである。

○若雖得自斷、須悲他未厭。〈98もしみつから断する事えたりといふとも、すへからく他のいまたいとはさるをかなしふへし〉

ここで、「べし」の否定・禁止表現に関わつて、本資料の特徴的な表現について、参考のために整理しておく。

【べからず】

漢字仮名交り文に一一例の使用が認められる。和化漢文の「不可」に対応する九例、「勿」字に対応する一例、定家の意識として用いられた一例がある。「べからず」は「べし」の原義が生きた必然性・妥当性の否定が禁止や不許可の表現ととれるものであること、「不可」は国語助動詞ベシの意味に依つて様々な意味に用いられるが、禁止表現に用いられるのは和化された用法であることについてかつて論じた。本資料における「べからず」も、その殆どが「不可」に対応し、全例が禁止・不許可の表現と解釈できる例である。また、「べからず」と「不可」との密接な関係は、漢文の訓読や和漢混淆文における表記と同じである。例外的な二例に關しての考察と特徴については既に触れた。

○69各死關にあらずは、たやすくあらため補すべからず

〔各非死關者、輒不可改補〕

○28庄務にいたりては、なかくその職にしたかひて、その人につくへからず

〔至于庄務、永隨所職、勿附其人〕

○76しかれとも、一向に器量をえらひて、品帙(秩)をきらふべからず

〔然而一向撰器量、何強論品秩〕

【勿】

和化漢文に三例の使用が認められる。前項に示した例と共に、漢字仮名交り文に対応部分のない例も含め、総て用言を承けて禁止表現となる。

○満寺俾知此旨、永代勿有失墜矣 〈×〉

○依神之方便、勿心之退轉、遂以今生爲穢土之終、以後世爲菩提之始 〈×〉
右例は訓読文に対応する部分がないので、その訓みは明確でないが、一般に禁止表現の「勿」字は「ナカレ」で訓まれる。定家の訓読文で禁止表現として「なかれ」が用いられるのは、周房和化漢文の「莫」字に対応する場合である。

【莫】

和化漢文で七例の使用が認められる。漢字仮名交り文で、「事なかれ」と訓まれる四例、「事(こと)なし」と訓まれる二例、対応部分のない一例がある。全例が用言を承けた否定表現であるが、用言否定の語彙で訓まれることがなく、定家の訓読では総て形式名詞「事・こと」が読添えられて否定語「なし」が続く。「不」が語の否定であるのに対して、「莫」は句の否定として機能するという違いが認識されていたことを、承接する用言を体言化する形式名詞「事(こと)」が必ず読添えられるという訓読法が反映していると思得る。また、「莫」が禁止に用いられた場合、さほど強い命令的禁止ではなく、先学の指摘にあるような「そんなことがあってはならぬ」というほどの意味であることが、必然・妥当の意味の「べし」で表現された文を承けた内容で用いられていることから知られる。

○各可省宛、莫令對榭 〈33をのくはふきあつへし、對榭せしむる事なかれ〉
○況人之所帶不可及押領、但宮寺領、非氏人者、輒莫讓他人 〈38いはむや人の所帶をしりやうすへからず、たし宮寺らの領、氏人にあらすは、たややく他人にゆつる事なかれ〉

○殊加潔白之沙汰、此條永遺家語之訓、莫限寺務之時矣 〈219ことに潔白の沙汰をくはへて、なかくいゑへを〉につたふるをしへとすへし、寺務の時にかきる事なかれ

○一流之中、莫舉兩子傍官之輩、可守次第 〈57一流のうちふたりの弟子を擧申ことなくして、た、次第の道理をまもるへし〉

○誤及結審、敢莫退轉 〈158かつは結審をなして、あへて退轉する事なからむ

○贖取可放之、敢莫懈緩矣 〈×〉

これに関連して、和語ナシを背景とした漢字【無】があるが、殆どが名詞を承けて非存在の意味で用いられ、定家訓読に対応部分があるもので見る限り、その訓読は「なし」であり、活用語を承ける例も「なし」系の読みが想定される。しかし、禁止表現の「ナカレ」に用いられる例はない。和化漢文で総数二〇例の使用が認められ、漢字仮名交り文で、「なし」に訓まれる一〇例、熟字「無」の形になる五例、対応部分のない五例がある。

【ぬ】

漢字仮名交り文に一例の使用が認められる。和化漢文の「了」に対応する部分に「をはりぬ」という連語の形で用いられ、「了」を指標にして読添えられたものである。「ぬ」単独で用いられたものや補読されたものはない。本来へは「りぬ」という二語の連語が、一語相当の資格で助動詞に準ずるものとして用いられた和化漢文独自の用法である。

○222 右、くたんの塔は、成清法印檢校の時、燒失しをはりぬ
〔右、件塔者、成清爲檢校之時、燒失了〕

【了】

和化漢文に三例の使用が認められる。漢字仮名交り文で、「をはりぬ」と訓まれる一例と、対応部分のない二例がある。本来の動詞として用いられたものもあるが、前項で見たとように、助動詞として機能した和化漢文独自の用法が存する。定家の訓読に対応する部分はないが、一般には同様に「をはりぬ・をはんぬ」と訓まれ、所謂完了の助動詞として用いられた【畢】も一例認められる。「畢」の場合、「已畢」の如く「已」字と共に使用され、完了の助動詞としての性格が強く表れている。いずれも他の動詞の下位に直接する。

○右、先師別當平生之時、書寫一切經、當山建立經藏奉納已畢、每年於寶前可遂供養之由、發願亦了 〈×〉
○所願成就了可令遁世事 〈×〉

〔たり〕完了・存続

漢字仮名交り文に総数八例の使用が認められ、総てが補読される。漢字に助動詞タリに相当する意味を持つ語(字)がないのであるから、和化漢文にもその表記がなく、訓読の際に定家の解釈に従って補読されることになる。

終止形／四例〔雖〕に対応する部分に補読三例 連体形／四例

○59 當宮の僧俗官等、官位をおひたりといへとも、品秩(秩)をさためさるあひた 〔當宮僧俗官等、雖帶官位、不定品秩之間〕

○88 たし頭密の修學にすくれたりといふとも、宮寺らの餘裔にあらすは、その職に補すへからず 〔但雖長頭密之修學、尚非宮寺之餘裔者、不可補其職〕

○143 くはしきこと、千手の所にみえたり 〔×〕

○175 かのてらは、弟子か祖師、名をあげ身をぬきいてたるみきり也 〔彼寺者弟子之祖師、揚名抽身之砌也〕

○192 ひとへに朝家のわつらひととして、公平のもとをわすれたるかことし 〔偏爲朝家之煩、如忘公平之基〕

右諸例に見るように、補読を促す指標としての文字があるわけではないので、純粹に訓読者の文脈的な解釈によつて補読されるものと見られる。敢えてその傾向を求めるならば、和化漢文に「雖」字の用いられた文中で補読される例が多い点を指摘できる。しかし、接続助詞機能の「雖」を「といふとも」「といへども」に訓むために必ず「たり」の補読が必要とされるのではない。漢文訓読や和漢混清文でも、「といふとも」「といへども」が用言に続く場合、その終止形を直接に承接するし、本資料の定家訓読でも一〇例中の七例がそうである。

〔り〕
漢字仮名交り文に二例の使用が認められる。これも総て補読された例である。

○226 これをもちるといへとも、連々さしあひてつくのはさるあひた、つるに逝去：その事をつくのふへきもの、すてに弟子にあたり

〔雖用之、連々指合不償之、遂以令逝去：可償其事者、已當弟子〕

○239 重々の所願、一々に満足せず、其身はやくさりて、その願のこれり〔重々之所願、一々に満足せず、其身はやくさりて、その願のこれり〕

これも、訓読の際に定家の文脈的解釈に従つて補読されたものである。ただ、前項の「たり」と異なるのは、文脈的意味の解釈に完了・存続の助動詞を補読することに資する副詞・連用修飾語が存することである。直接には「已」へすでに「尚」へなおに呼応して助動詞「り」が用いられ、前文・同文中の「遂」へつるに、「早」へはやくが後続の内容を完了・存続として解釈すべき事を示唆している。これは、訓読者の解釈だけに全面的に頼る純粋な補読ではなく、和化漢文中の副詞が指標となつた一種の読添と見ることもできる。

〔なり〕
漢字仮名交り文に七例の使用が認められる。和化漢文の「也」字に対応するもの一例、「歟」字に対応するもの二例、補読四例（便宜的に形容動詞活用語尾も含む）がある。総て〈名詞十なり〉型の断定である。本資料における仮名表記の「なり」は、幾分特殊な性格を持つている。

○86 才の淵源にあらずよりは、法の棟梁にそなはりかたきゆへなり〔自非才之淵源、難備法之棟梁故也〕

和化漢文の「也」字を助動詞として「なり」に訓み仮名表記することは、一般には特別なことではないが、本資料ではこの一例のみである。このような特殊な情況が生じる理由については明確にし得ない。

○242 これ寺務進退の身にあらすは、経始土木のことにたよりなきゆへなり〔是非寺務進退之身者、不便經始土木之事歟〕

○254 重山の月をこひ、大虚の風をねかふゆへなり

〔戀重山之月、希大虚之風者歟〕

一般に、漢文訓読では「歟」字が助詞カに訓まれ、和化漢文の「歟」は助詞カを表記したものと思われるが、本資料では「ゆへなり」と訓ずる。定家の特殊な訓み方のように思われる。疑問表現に用いられる漢文の「歟」字・和文の助詞カに對して、和化漢文の疑問表現に用いられる「歟」には断定の保留・婉曲的断定を表す用法がある。これら三者の關係に表現行為と理解行為との關係が絡み合つて、「歟」と「カ」との間にある問題を複雑にしている。この点についての考察をかつて行つたので、詳細は前稿に譲る。

○78 これすなはち佛神事について、論義講の時、執行をもちて探題とすへきゆへなり、そのゆへは、行教和尚上洛の時〔是則佛神事之次、論義講之時、以執行爲探題、談法味之甚深、賁威光之増益、其故者、行教和尚上洛時〕

右例は訓読文に「なり」が補読される数少ない例である。和化漢文の「談法味之甚深、賁威光之増益」が省略され、訓読文では「すへきゆへなり」を補読して文を終止し、直後に「そのゆへは」以降の文が続く。和化漢文を簡略化して訓読する際、後続文との關係を表現上整えるための処置として補読されたものと見られる。

〔也〕

漢字仮名交り文に総数一六例の使用が認められる。和化漢文の「也」に対応する一四例と、補読二例がある。総て文末に位置する終止形で、〈名詞十也〉型の断定である。定家訓読文で附屬語を漢字表記したのはこの一語だけであり、殆どが和化漢文の「也」字をそのままに漢字表記する。この情況は、国語助動詞ナリと漢文・漢字の「也」との關係が、理解行為においても表現行為においても、極めて密接で普遍化・固定化していたことの表れと言えらる。また、仮名「なり」使用の場合を含めて、補読されることが殆どないことから、原則として、日本語文に必要な助動詞ナリは和化漢文でも文字化されるものであつたことが判る。

○229 つくりいとむへきこゝろさしもとも切也〔可造可果、志之尤切〕

○243 よりてまつ願を、こして、いよく運命をいのあるところ也〔仍先發願、彌祈運命而已〕

右例は補読語をも漢字表記した例である。「而已」は一般的な訓読では助詞ノミに訓まれることが多いが、純漢文では「也」字などと同様の確認・判定等の機能を持った文末助詞や認定の語氣詞などと分類・説明される。その機能とここで意味から見れば、文末の「而已」を定家の訓読が断定・判断の「也」とするとは必ずしも特異な解釈ではない。

【也】

和化漢文に総数二一例の使用がある。漢字仮名交り文で、「也」にされるもの一四例、「なり」にされるもの一例、対応部分のないもの三例、不読三例がある。名詞十也／一五例（也）一四例・（なり）一例

動詞十也／六例（不読三例・××三例）

日本語の語序から見た場合、《名詞十也》になるもの一五例は訓読文でも総て「也・なり」で表記され、《動詞十也》の場合は訓読文で不読に処理される。

○尊崇高配祖宗之廟、佛事神事之在不退也

○19 尊崇たかく祖宗の廟に配す、佛事神事の不退にある

○司存區分、僧官俗官之備威儀也

○20 司存まち／＼わかれ、僧官俗官の威儀をそなふる

○以此常行布施之力、必爲無上菩提之縁也

○134 この常《行》住布施のちからをもちて、かならず無上菩提のえんとせむ

○是則不忘以前之沙汰、爲誠向後之陵運也

○若依大願之力、遂過分之望者、專拋他事宜果宿養、是眞神之願也、豈乖神慮之旨、是酬師之志也

××

右例に見る限り、和化漢文で動詞を承ける「也」は、訓読でへするなり」の如く訓まれることを前提に、助動詞ナリの表記として用いられたのではない。和化漢文の文末「也」は、特に《動詞十也》型の場合、文末である（文が断止すること）を示す指標で、いわば句点のような働きを担っていたと推測される。名詞承接の場合は、それが助動詞ナリの判断・断止機能と一致するために、「なり」と訓むことの必然性がある。一方、動詞承接の場合は、動詞の終止形（場合によっては連体形）がそれだけで文末に位置して陳述機能を果たすので、国語表現として殊更に「也」を訓む必要がなかったものと思われる。また、他の文末に位置する用言が終止形であるにも拘わらず、当該例だけが特徴的に連体形にされるのは、「也」が単に文末を表すだけでなく、強調表現に与る機能を担うと解釈されたためとも推測される。表現行為の側からも、「也」字の使用の有無には、和化漢文作成者の意識的な区別が反映されていると見得る。和化漢文でも単なる平叙文では、「也」を用いずに、動詞だけで文を断止することが可能なのであり、事実他の多くの文がそうなっているのであるから、理解行為（訓読）の側からは「也」字が用いられたことの意義（強調表現であること）を連体形終止で表したのである²²³。

【たり】断定

漢字仮名交り文に五例の使用が認められる。和化漢文の「爲」に対応する四例と、対応部分のない一例がある。和化漢文に対応箇所がある場合は総て「爲」字

で表記されており、補読された例が全くない点の特徴的である。断定のタリは訓読だけに用いられ、和文には殆ど見えないが、国語表現を背景にした和化漢文とその訓読には普通に用いられる。前項の「なり」と合わせて、表現行為においても理解行為においても、日本語文として必要な断定の語は、基本的に省略や補読を前提にしたり、不読にしたりすることなく、必ず用いられていることが判る。

○154 た、し過分の不當あらは、いかてか常住の本懐たらむや

○但於有過分之不當者、争爲常住之本懐乎

○250 導師咒願讀師たるへきよし、先師の立願也

○可爲導師呪願讀師之由、先師之立願也

○52 みなもとを思に、すなはち宮てらのおとろふるはしたり

××

【り】

漢字仮名交り文に三例の使用が認められ、総て和化漢文の「如」字に対応して用いられる。補読されることもなく、特筆すべきこともない。

○141 弟子弥勒堂をたて、靈託のおもむきのことく、御山の内に

○弟子建彌勒堂、如靈託之趣、山内

○192 ひとへに朝家のわつらひととして、公平のもとをわすれたるかごとし

○偏爲朝家之類、如忘公平之基

○121 その殊功といふは：宮てらの中の強盜殺害、かくのことの犯人をめし

とるともから也 〔謂其殊功者：宮寺内強盜殺害、如此之犯人召取之輩也〕

【如】

和化漢文に四例の使用が認められる。漢字仮名交り文で「ことし」に訓まれる三例以外に、「如何」一例があるが、定家訓読文では意識され直読されない。

○雖用之、連々指合不償之、遂以令逝去、如何于他生

○224 これをもちあるといへとも、連々さしあひてつくのはさるあひた、つゐに逝去、もともおそれいたむへし

【矣】

和化漢文に総数二三例の使用が認められる。定家の漢字仮名交り文では総て不読字として扱われるという明瞭な特徴が指摘できる。本資料の「矣」は総て活用語承接（日本語の語序に従う）であるために、同じ機能を持つ用言承接の「也」と同様、「なり」等に訓ぜられることなく、不読字として扱われたのであろう。本資料の斯かる情況は、和化漢文の「矣」が院政期以降用言にのみ承接し不読字の扱いになるという、先学の指摘と符合する²²⁵。また、本資料の「矣」は総て文末

に使用されており、且つ各箇条の最終行末尾にのみ位置するという極めて際立った特徴がある。一五箇条中の一二箇条が、その文章末尾を「矣」字で締め括る。

○一期之後、可返付本主氏人之餘裔矣

〈40 一期のち、もとの氏人のあとをたつねてかへしつくへし〉

○満寺俾知此旨、永代勿有失墜矣

○尤申請相「當」准據之宣旨、可存官位次第之等級矣

〈64 もとも相當准據の宣旨を申うけて、官位次第の等級を存すへし〉

○面々之依怙、便々可計宛矣 〔90 面々の依怙、便々にはからひあつへし〕

○贖取可放之、敢莫懈緩矣

○如靈託之趣、山内可奉安置一佛二菩薩像矣

〔143 御山の内に一ふつ二ほさちをあはれもしてちすへし〕

○遂託上品兮、證無生忍、更歸南浮兮、導有緣之衆矣

○殷勤之志、欲安于三井寺矣 〔179 殷勤の心さし、三井寺に安したてまつるへし〕

○凡非過分之大營者、宜駐任意之上奏矣

〔198 過分の大營にあらずは、よろしく任意の上奏をと、むへし〕

○莫限寺務之時矣 〔219 寺務の時にかきる事なかれ〕

○神必哀納矣 〔230 神明かならず納受したまへ〕

○於其勤行者、臨期可計定矣

〔268 そのつとめをこなひにおきては、時にのそみてはからひきたむへし〕

○垂跡亦先廟之祖靈、權化風韻、久息叢祠之陰、種胤露深、定開蓮臺之尊矣

右例に見るように、定家の訓読文では、和化漢文に「矣」があることによる共通した特徴や他の「矣」を持たない文との差異は認め難い。「べし」「なかれ」と共に用いられる点は特徴的であるが、訓読の面から見れば、「可」「莫」との関係から用いられたもので、「矣」字の有無と直接関係しない。しかし、漢文形式における文の意味や表現性の面から見れば、「矣」に強意的要素があるとは見得る。これは、漢文で用いられる文末助詞・語気詞の中で、「矣」が強調の意を添えるものであることの反映であろう。すなわち、日本語に対応する語（和訓）を持たない「矣」字の有無は、日本語や訓読の表現に影響・関与するのではなく、漢文形式の表現（和化漢文）において漢文の用字・語法が意識された形式上の問題に關わる。また、漢文では「矣」が完結した文を承けて置かれるのであるが、少なくとも本資料では、ある一定の思想・感情などの表現内容が完結した文章の締め括りとして置かれている。先述した「也」が文末である（文が断止する）ことを示す指標であったのに対して、「矣」が文章が完結したことを示す指標であり、和化漢文において類似機能を有した「也」と「矣」との差別化が行われていたこ

とを窺わせる。「矣」字の和化された和化漢文の用法ではなかったかと考えられる。

むすびに

定家筆漢字仮名交り文は、必ずしも逐字・逐語的な直訳的訓読ではなく、かなり自由な意訳と言える。それにも拘わらず、全体として、国語助動詞とその和化漢文の漢字表記との関係が、表記形態（表現行為）と訓読（理解行為）の両側面から見ても、基本的には一語に一種類の表記が対応し、単純で固定的なのは特徴的である。個別の状況は各項目で述べて適宜まとめたので、改めて詳述しない。

周房筆和化漢文において漢字表記された国語助動詞相当の助字は「被・令・不・未・非・匪・欲・可・宜・須・也・為・如・矣」等であり、その多くが使用された字面に対応しながら直接に、或いはそれを指標にした読添によって、助動詞の訓が与えられている。一方、定家の訓読で不読とされたのは〔動詞十也〕型の「也」と「矣」だけで、「矣」字はその総てが完全な不読になる。日本語としての表現で不必要な（訓読で不読となる）助字は、原則として和化漢文にも使用しないものと見て良い。国語表現として不要な不読字（助字）が和化漢文に用いられるのは、和化漢文といえども漢文様式による表現であり、その意味では漢文を志向しているために、漢文特有の表現性・ニュアンスを持った漢字の意味・用法が意識され、漢文に似せるための形式として用いられたものであろう。

定家の訓読文に用いられた所謂助動詞は「る・しむ・ず・ざり・に・あらず・む・むとす・べし・じ・まじ・ぬ・たり・り・なり・たり・ざり・ごとし」で、その使用された種類が限定的で和文系資料ほど豊かでないのは、一般の訓点資料や漢文訓読文での使用状況と同じである。また、その意味・用法から見ても、和文系資料では多岐に亘る複雑なものであるのに対して比較的単純な状況は、訓点資料や漢文訓読文に認められる特徴と一致する。次に、補読との関係に注目し、使用例の多いものを対象にすると、全く補読されないもの「ず」「ざり」「に・あらず」「なり・也」「たり」〔註〕、一部補読によるもの「べし」〔補読率10%〕、総て補読によるもの「む」「たり」〔註〕の如く、基本的性格の相違が明らかになる。

以上によって、表現行為においても理解行為においても、日本語文として文脈上必要な助動詞で漢文の助字に意味・用法上対応する漢字のあるものは、補読を前提にしたり、不読にしたりすることなく、必ず用いられるという明瞭な特徴が明らかになる。斯かる助動詞は、思考や表現に際して、陳述内容や論理構造を明確にするために文の基幹として必要不可欠な機能を有するからであろう。

最後に、本稿の考察過程で看取された定家の訓読に対する姿勢・志向について触れておきたい。それは、漢文訓読の訓法に必ずしも忠実に従うことなく、文脈上の意味を正しく捉えながら、国語表現としても整合性のある訓読を主意とした姿勢である。一般的な訓点資料等の漢文訓読が、表現された内容を、事柄本位に客観的・論理的に解釈することに主眼が置かれたと見て良ければ、定家の訓読は主観的・情緒的な表現をも用いる点に特徴が認められようである。純漢文の訓読と異なり、日本語を漢文という文章様式によって表現した和化漢文の訓読は、その基底にある表現者の意図した国語表現を再現することだと考えられるので、斯かる定家の訓読の姿勢・志向は和化漢文訓読の一つのあるべき姿と言えよう。

注

- (1) 拙稿「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」漢字仮名交り本文と和化漢文との対照考察」(『言語表現研究』第十五号・平成十一年三月)
- (2) 拙稿「和化漢文と定家の訓読―石清水八幡宮権別当田中宗清願文案における助詞と助字との関係―」(『鎌倉時代語研究』第二十二輯)
- (3) 築島裕「平安時代の漢文訓読語につきての研究」東京大学出版会・六三七頁
- (4) 注(2) 拙稿参照。
- (5) 本稿ではシムを、意味上の違いによって厳密に区別することはせず、一樣に「使役の助動詞」として扱う。「自動性の動詞に付き、単に他動の意味を添えるだけ」のシムは必ずしも使役の意味とはいえないが、便宜的な処置として、「使役の助動詞」の名称で一括して論ずる。以下、和化漢文における助動詞シムの漢字表記「令」についても同様の扱いにする。『国語学研究事典』(明治書院)の「使役の助動詞」項参照。
- (6) 多くが自動性の動詞について他動の意味を添えるために機能している。斯かる状況は、本資料の表現内容に基づく偶然的傾向であらう。和化漢文やその訓読、或いは和化漢文作成者や訓読者の表現上の一般的な特徴を反映したものとは見えない。
- (7) 注(3) 文献参照。
- (8) 小林芳規「平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究」東京大学出版会
- (9) 国語助動詞シムの表記に用いられたと思しき「俾」字が一例存する。○(満寺俾知此旨、永代勿有失墜矣)名義抄にも「俾」字に「セシム」(佛上一)の訓が認められるが、定家の漢字仮名交り文には該当する一文が欠落しており、その訓読は確認できない。
- (10) 「させ手」には積極的な意志がなく「なし手」の行為(この行為には意志的な場合と無意識的な場合がある)を妨げない場合、放任の意味が生ずる。『国語学大辞典』(東京堂出版)「使役表現」の項参照。
- (11) 来田隆「和化漢文に於ける「令」の用法」(『鎌倉時代語研究』第五輯)、同「吾妻鏡」における助動詞「令」の用法について(『鎌倉時代語研究』第十二輯)。ただし、論者は広い意味での一種の「放任」として解釈したが、来田氏は斯かる用法が使役のうち「放任の意からの転化であらう」とされ、「表現主体の特定の行動規範意識に基いて用いられるものであるから」この用法を「当為」と名付けられ、後に「恣意」と説明された。また、それに類するものの具体例として、「得讓狀後其子先干父母令死去跡事」(『御成敗式目』・傍線論者)「而去年、領家令逝去之由、依承候、不知可進年貢之所候」(『吾妻鏡』・傍線論者)が示されており、本資料の当該例が和化漢文における表記・語法・構文として特殊でないことが判る。尚、この訓読については、先学の論考にも特に触れられたものがないので、俄に確定できない。
- (12) 西田太郎「漢文の語法」(角川書店)第32節「使役の形式」参照。尚、中世におけるシムにも「再帰的用法」と言えるものがあることが指摘される。榎克明「再帰的助動詞「しむ」―シンラン研究のついで―」(『語文』17輯・昭和三十一年七月)
- (13) 注(3) 文献六八四頁参照。
- (14) 拙稿「和化漢文における否定表現の一考察―用字・語法上の漢文和化について―」(『鎌倉時代語研究』第十六輯)
- (15) 注(8) 文献参照。
- (16) 拙稿「中世和漢混清文における助動詞「む」・「べし」について―「意志」の意味・用法を中心に―」(『鎌倉時代語研究』第十二輯)、同「ムトスとムズの表現性―院政・鎌倉の片仮名文資料を中心に―」(『国文学攷』第一四八号・平成七年十二月)。
- (17) 定家は、何故一般的に広く認められる「むとす」訓を選ばずに、殊更に「べし」で訓むことを選択したかが問題になる。これまでの論者の立場(前注拙稿)で考えるならば、意志の表明に関わる表現において、「むとす」が対他のに行動してみせる(実行に移す)ことの表明或いは訴えるという表明の強さを持つのに対して、「べし」は客観的・論理的に可能・必然と判断される内容の意志表明という表現性の差異を反映していると見得る。和化漢文の漢字表記においては、例えば「可」と「欲」との関係では、そのようなニュアンスの違いを反映し得ないために、周房は願望・意志の表明として「欲」字を用いるしかなかったのではなからうか。
- (18) 拙稿「中世和漢混清文における「べし」の否定表現―和文語「マジ」との関係から―」(『鎌倉時代語研究』第二十輯)
- (19) 注(14) 拙稿参照。
- (20) 藤室明保「漢語と日本語」(秀英出版)
- (21) 注(2) 拙稿参照。
- (22) 「耳」も文末助詞・認定の語気詞とされる。「而已」と同じく漢文訓読でノミと訓ぜられる「耳」について、「也」の重厚さに対して、軽快な語気を表すために用いられていると解されるものも少なくないことが指摘される。牛島徳次「漢語文法論(中古編)」(大修館書店)。他に、太田辰夫「古典中国語文法」(汲古書院)等参照。
- (23) 牛島徳次「漢語文法論(中古編)」二五二頁に、純漢文において「話し手がその表述しようとするものがらに該当する」と説明される「語気詞は、「也・焉・耳・爾」等の詞がこれに該当する」と説明されるのに通じようか。
- (24) 鈴木恵「日本靈異記古写本の比較に基づく文末の助字「也」「矣」字の用法」(『鎌倉時代語研究』第三輯)
- (25) 注(3) 文献を参考に、本稿の観点に従って、漢文における「矣」字の特徴を整理・引用すると次のようになる。▽「矣」字は、時には句中に在ることもあるが、それは尚書や毛詩などのやうで、多くは「語已詞也」(説文)、「句末助詞也」(古書虚字集釋)である。概して上の文を強く言ひ切る時に用ゐる。▽大部分は完結した文を受けて「矣」が置かれてゐる。▽「矣」字は原則的に漢譯佛典にはあまり見えない字である。